条例骨格案

章	条例要綱の項目	規定する内容（案）	条例事項検討表との対応
第1章 総則	目的	こどもの権利を保障し、こどもが安心して自分らしく成長できるまちを実現する。	
	基本理念	こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を第一に考える。	①
	基本原則	差別されないこと、意見・意思が尊重されること、自分らしく成長できること等を基本原則とする。	①
第2章 こどもの権利・参画	権利の保障	こどもが大切にされ、安心して育ち、学び、遊び、生活することを保障する。	①
	意見表明	こどもが自分の意見を表明できる機会を確保する。	①②
	意見の反映	こどもの意見を市の施策等に反映し、結果をこどもに分かりやすく伝える。	②
	社会参加・参画	こども・若者が自分やまちに関わることに参画できる仕組みを確保する。	②
	権利について知る機会	こども自身がこどもの権利や相談先・支援機関等を知る機会を確保する。	①
第3章 育ち・学び・遊び・体験	健やかな育ち	こどもの心身の健やかな成長を支える。	③
	多様な学び	不登校等を含め、多様な学び方・学びの場を尊重する。	③
	居場所	こどもが安心して過ごせる多様な居場所を確保する。	③
	遊び・スポーツ	遊び、外遊び、スポーツ等の機会を確保する。	③
	体験	家庭環境等による体験格差に配慮し、多様な体験機会を確保する。	③
	芦屋とのつながり	歴史、文化、自然、地域とのふれあいを通じ、芦屋への愛着を育む機会を大切にする。	③
第4章 安全・安心・人権	安全・安心	こどもが安心して学校・家庭・地域で生活できる環境を確保する。	④
	いじめ・虐待等の防止	いじめ、虐待等の人権侵害を防止し、早期発見・迅速対応を行う。	④
	ネット社会への対応	ネット上のトラブル等からこどもを守るための取組を推進する。	④
	重大事案への対応	記録、情報共有、説明、検証、再発防止等を適切に行う。	④
	生活環境の安全	交通安全、防犯等、こどもの安全な生活環境を確保する。	④

章	条例要綱の項目	規定する内容（案）	条例事項検討表との対応
第5章 困難を抱えるこども・若者への支援	包括的支援	困難を抱えるこども・若者に対し、年齢や状況に応じて切れ目なく支援する。	⑤
	相談・SOS	こどもや家庭がSOSを出しやすく、必要な支援につながる環境を整える。	⑤
	個別の状況への配慮	不登校、発達特性、メンタルヘルス、ヤングケアラー等、それぞれの状況に応じた支援を行う。	⑤
	連携支援	学校、家庭、地域、行政、関係機関等が連携する。	⑤⑥⑦⑧
第6章 家庭・保護者への支援	家庭への支援	家庭が安心して子育てできるよう必要な支援を行う。	⑥
	家庭の孤立防止	家庭が孤立せず、必要な相談・支援につながる環境を整える。	⑥
	家庭だけで抱え込まない子育て	家庭が子育てや教育、養育等の負担を抱え込まず、必要な支援につながる環境を確保する。	⑥
	切れ目のない支援	妊娠・出産から学齢期まで切れ目のない子育て支援を推進する。	⑥
第7章 地域全体でこどもを育てる環境	地域の役割	家庭、学校、地域住民、地域団体等がそれぞれの役割を担い、地域全体でこどもを育てる。	⑦
	地域の大人とのつながり	こどもが多様な価値観や仕事等に触れ、信頼できる大人と出会える環境を整える。	⑦
	地域の担い手	こどもに関わり、支える地域の大人を増やす取組を推進する。	⑦
	地域との交流	地域行事、文化、自然等を通じてこどもと地域とのつながりを育む。	⑦
第8章 市の責務及び推進体制	市の責務	市は、こどもの権利を保障し、こども施策を総合的・計画的に推進する。	
	全庁的な連携	教育委員会と市長部局等が連携し、こども施策を一体的に推進する。	⑧
	関係機関との連携	学校、家庭、地域、関係機関等との連携を推進する。	④⑤⑦
	施策への意見反映	こどもの意見を聴き、施策に反映するとともに、実施状況を検証する。	②
	情報提供・公表	こども施策の状況等について、こどもにも分かりやすく情報提供する。	④
	推進・検証	条例に基づく取組の実施状況を把握・検証し、必要に応じて改善する。	④